

議案第9号

つくば市アフタースクール条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年6月4日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市アフタースクール条例

(設置)

第1条 地域社会との交流及び連携を図りながら、児童に対し、放課後等に安全かつ安心な環境で自主的に様々な活動を体験できる居場所を提供し、もって児童の健全な心身の成長を図ることを目的として、つくば市アフタースクール(以下「アフタースクール」という。)を設置する。

(名称、位置及び利用対象児童)

第2条 アフタースクールの名称、位置及び利用の対象となる児童(以下「利用対象児童」という。)は、別表のとおりとする。

(事業)

第3条 アフタースクールにおいては、次に掲げる事業(以下「アフタースクール事業」という。)を行う。

- (1) 児童の自主性の向上に資する遊びの機会の提供に関する事業
- (2) スポーツ、文化活動等の機会の提供に関する事業

(3) 学習の機会の提供に関する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

2 アフタースクールにおいて区分2（第7条第2項第2号に規定する区分2をいう。第6条第1項において同じ。）に係る利用児童（第9条に規定する利用児童をいう。同項において同じ。）に対して実施するアフタースクール事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業として行うものとする。

（休所日）

第4条 アフタースクールの休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が公益上又は管理上必要があると認めるときは、アフタースクールを休所日に開所し、又は休所日以外の日に開所しないことができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日（毎月第2土曜日を除く。）

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

（アフタースクール事業を利用することができる児童等）

第5条 利用対象児童のうち、次の表各項の左欄に掲げる児童として第7条第1項の許可又は第8条第1項の許可を受けた場合における当該許可に係る児童は、それぞれ当該各項の右欄に掲げる日及び時間に、アフタースクール事業を利用することができる。

児童	日及び時間
1 次項の左欄に掲げる児童以外の児童	(1) 月曜日から金曜日まで（次号に規定する日を除く。）の小学校の放課後から午後5時まで (2) つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（昭和62年つくば市教育委員会規則第8号）第3条第1項第3号から第9号までに掲

	げる日の午前9時から午後3時まで
2 保護者（法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に労働、疾病その他の理由があることにより、小学校の放課後に保護者から保育を受けることができない児童	(1) 月曜日から金曜日まで（第3号に規定する日を除く。）の小学校の放課後から午後7時まで (2) 毎月第2土曜日の午前8時30分から午後5時15分まで (3) つくば市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則第3条第1項第3号から第9号までに掲げる日の午前8時から午後7時まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上又は管理上必要があると認めるときは、アフタースクール事業を利用することができる日及び時間を変更することができる。

（定員）

第6条 アフタースクール事業（区分2に係る利用児童に対して実施するものに限る。）に定員を設ける。

2 前項の定員は、規則で定める。

（利用の許可）

第7条 アフタースクール事業を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、次に掲げる利用の区分に分けて行うものとする。

(1) 区分1（第5条第1項の表1の項の左欄に掲げる児童に係る利用の区分をいう。以下同じ。）

(2) 区分2（第5条第1項の表2の項の左欄に掲げる児童に係る利用の区分をいう。以下同じ。）

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) アフタースクール事業を利用しようとする児童又はその保護者がアフタース

クール事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

- (2) 前条の規定により定められたアフタースクール事業の定員を超過するとき
(区分2に係る第1項の許可を受けようとするときに限る。)

4 市長は、アフタースクールの管理及びアフタースクール事業の実施上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付すことができる。

(利用の区分の変更)

第8条 前条第1項の許可(この項の許可を含む。)に係る児童の保護者が同条第2項に規定する利用の区分(以下「利用の区分」という。)を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。

(利用許可の取消し)

第9条 市長は、利用許可(第7条第1項の許可又は前条第1項の許可をいう。以下同じ。)に係る児童(以下「利用児童」という。)又はその保護者(以下「利用保護者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) アフタースクールの利用対象児童でなくなったとき。
- (2) 第5条第1項の表2の項の左欄に掲げる児童でなくなったとき(区分2に係る利用許可を受けたときに限る。)
- (3) 偽りその他不正な手段により、利用許可を受けたとき。
- (4) この条例若しくはこれに基づく規則に違反し、又はこれらに基づく市長の指示に従わないとき。
- (5) 利用許可に係る条件に違反したとき。
- (6) アフタースクール事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (7) 第11条に規定する使用料を正当な理由なく一定の期間滞納したとき。

(利用の制限等)

第10条 市長は、アフタースクール事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、利用児童のアフタースクール事業の利用を制限し、又は利用の停止を命じることができる。

(使用料)

第11条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める使用料を利用保護者から徴収する。

(1) 区分1に係る利用児童の1月のアフタースクール事業を利用できる日数が12日以上である場合(次号に掲げる場合を除く。) 利用児童1人につき月額3,000円

(2) 区分2に係る利用児童の1月のアフタースクール事業を利用できる日数が12日以上である場合 利用児童1人につき月額4,000円

(3) 利用の区分にかかわらず、利用児童の1月のアフタースクール事業を利用できる日数が12日以上である場合(前2号に掲げる場合を除く。) 利用児童1人につき月額3,000円

2 利用児童のアフタースクール事業を利用できる日数が1月に12日未満である場合は、利用保護者から使用料を徴収しないものとする。

3 前2項の「アフタースクール事業を利用できる日数」とは、利用児童が利用許可を受けた期間のうち、アフタースクール事業が実施された日数(区分1に係る利用児童にあつては区分1に係るアフタースクール事業が実施された日数とし、区分2に係る利用児童にあつては区分2に係るアフタースクール事業が実施された日数とする。)をいい、同一の月に異なる利用の区分の利用許可を受けた期間があるときは、それぞれの利用の区分のアフタースクール事業が実施された日数を合算するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同一世帯において2人以上の利用児童があるときは、2人目以降の利用児童に係る使用料の額は、同項に規定する使用料から2,000円を差し引いた額とする。

5 使用料の納付期限は、利用した月の翌月10日とする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用保護者が納付すべき使用料につき、当該各号に定める額を免除することができる。

(1) 利用保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合 全額

(2) 利用保護者のアフタースクール事業を利用しようとする年度（4月分又は5月分の使用料にあつては、前年度）に納付すべき市民税の所得割が非課税である場合 全額

(3) 自然災害その他特別な事情により市長が使用料の全部又は一部を免除する必要があると認める場合 その都度市長が定める額

(使用料の還付)

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(遵守事項)

第14条 利用児童及び利用保護者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) アフタースクールの管理及びアフタースクール事業の安全かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがある行為をしないこと。

(2) その他市長の指示に従うこと。

(損害賠償の義務)

第15条 故意又は過失によりアフタースクールの施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行の日前においても、利用許可その他この条例の施行に関し必要な行為を行うことができる。

(つくば市アフタースクール事業実施条例の廃止)

- 3 つくば市アフタースクール事業実施条例（令和6年つくば市条例第47号）は、廃止する。

(つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例の一部改正)

- 4 つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2つくば市立沼崎小学校放課後児童室の項を削る。

(つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

- 5 つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

52 つくば市アフタースクール

別表（第2条関係）

名称	位置	利用対象児童
沼崎小学校アフタースクール	つくば市沼崎1650番地4	つくば市立沼崎小学校に在籍する児童
さくら小学校アフタースクール	つくば市春風台16番地1	つくば市立さくら小学校に在籍する児童

(提案理由)

令和8年度から正式事業としてアフタースクールを実施するため、その設置及び

管理について定める必要があることから、この条例案を提出するものである。

つくば市立児童館及びつくば市立放課後児童室条例（平成13年つくば市条例第9号）新旧対照表

（附則第4項関係）

改正後		改正前	
本則・附則（略）		本則・附則（略）	
別表第1（略）		別表第1（略）	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
つくば市立谷田部南小学校放課後児童室	(略)	つくば市立谷田部南小学校放課後児童室	(略)
(略)	(略)	つくば市立沼崎小学校放課後児童室	つくば市沼崎1408番地1
(略)	(略)	(略)	(略)

つくば市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成20年つくば市条例第16号）新旧対照表

（附則第5項関係）

改正後	改正前
本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—51（略） <u>52</u> <u>つくば市アフタースクール</u>	本則・附則（略） 別表（第2条関係） 1—51（略）